## 電子契約用メールアドレス等に関する注意事項

電子契約情報の登録に際しては、下記の項目を確認の上、申請してください。

## <登録内容チェックリスト>

①【契約締結権限者】には、契約について適切な権限を有する方を設定していますか?		
口はい	□いいえ →	適切な権限を有する方を設定してください。 (注1)
		(例) 代表取締役、支店・営業所の代表者、所管部署の管理職等
②【契約締結権限者アドレス】は、本人のみが受信可能なものを設定していますか?		
口はい	□いいえ →	原則、本人のみが受信可能なアドレスを設定してください。
		(※所管部署等の共有アドレスを設定することも認めます。(注2)
		ただし、権限者以外の個人アドレスは設定できません。)
③【契約事務担当者】は、契約締結権限者以外の方を設定していますか?		
□はい	□いいえ →	同一の場合は、設定する必要はありません。(注3)
④【契約事務担当者アドレス】は、契約締結権限者アドレスと別のものを設定していますか?		
□はい	□いいえ →	契約締結権限者アドレス以外のアドレスを設定してください。

- 注1) 契約締結権限者は、「豊岡市入札参加者名簿に登載されている代表者(又は受任者)」とすることが望ましいですが、必ずしも一致する必要はありません。ただし、適切な権限を持つ方を設定しなければ「無権代理」となる場合がありますので、ご注意ください。
- 注2) 契約締結権限者アドレスが権限者以外も受信確認が可能なアドレスである場合、実際の電子契約手続きにおいては、〈契約締結権限者本人〉または〈契約締結権限者から契約内容の確認を指示された方〉が契約内容に同意したものとみなします。
- 注3) 設定した場合、〈契約事務担当者〉→〈契約締結権限者〉の順に確認依頼メールが届きます。 契約締結権限者の確認前に、担当者による契約書の確認を行う場合に設定してください。

## 【お問い合わせ】

## 総務課行政係

⅓-ル nyusatsu@city.toyooka.lg.jp TEL 0796-23-1116